第１条に規定する奄美群島をその区域の全部又は一部とする市町村、小笠原諸島振興開発特別措置法第４条第１項に規定する小笠原諸島をその区域の全部又は一部とする市町村、山村振興法第７条に基づき指定された振興山村をその区域の全部とする市町村及び半島振興法第２条に基づき指定された半島地域をその区域の全部とする市町村にあっては1.200とし、それ以外の市町村にあっては1.000とする。

α３　過疎地域自立促進特別措置法第33条第２項の規定によりその地域の一部が過疎地域とみなされる市町村、離島振興法第２条第２項に基づき公示された離島をその区域の一部とする市町村、山村振興法第７条に基づき指定された振興山村をその区域の一部とする市町村及び半島振興法第２条に基づき指定された半島地域をその区域の一部とする市町村にあっては1.100とし、それ以外の市町村にあっては1.000とする。

［８～11　略］

（令和元年度における基準財政需要額の算定方法の特例）

第十九条の十六　各道府県の法附則第六条の二第一項第一号に掲げる額は、当該道府県の控除前財源不足額（法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における法第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額が法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。第五項及び第六項を除き、以下同じ。）に当該道府県の次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。第五項及び第七項を除き、以下「補正指数」という。）に附則別表第十三㈢のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・一七八八を乗じて得た率（ただし、当該率が〇・七五を超える場合は、〇・七五とする。）を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、〇・九九五〇八一八を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

㈠　平成三十年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

㈡～㈤　［略］

［８～11　同上］

（平成三十年度における基準財政需要額の算定方法の特例）

第十九条の十六　各道府県の法附則第六条の二第一項第一号に掲げる額は、当該道府県の控除前財源不足額（法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における法第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額が法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。第五項及び第六項を除き、以下同じ。）に当該道府県の次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。第五項及び第七項を除き、以下「補正指数」という。）に附則別表第十三㈢のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・二一一一を乗じて得た率（ただし、当該率が〇・七五を超える場合は、〇・七五とする。）を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、〇・九九五四三五八を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

［新設］

㈠～㈣　［同上］

、離島振興法第２条第２項に基づき公示された離島をその区域の全部とする市町村、沖縄県内の市町村、奄美群島振興開発特別措置法第１条に規定する奄美群島をその区域の全部又は一部とする市町村、小笠原諸島振興開発特別措置法第２条第１項に規定する小笠原諸島をその区域の全部又は一部とする市町村、山村振興法第７条に基づき指定された振興山村をその区域の全部とする市町村及び半島振興法第２条に基づき指定された半島地域をその区域の全部とする市町村にあっては1.200とし、それ以外の市町村にあっては1.000とする。

β３　過疎地域自立促進特別措置法第33条第２項の規定によりその地域の一部が過疎地域とみなされる市町村、離島振興法第２条第２項に基づき公示された離島をその区域の一部とする市町村、山村振興法第７条に基づき指定された振興山村をその区域の一部とする市町村及び半島振興法第２条に基づき指定された半島地域をその区域の一部とする市町村にあっては1.100とし、それ以外の市町村にあっては1.000とする。